

	改正案	現行
2 (略)	<p>（申込み等を受けた金庫が緊密な連携を図る者）</p> <p>第四条 法第四条第四項第一号に規定する主務省令で定めるものは、 次に掲げるものとする。</p> <p>一 株式会社商工組合中央金庫 二 株式会社日本政策投資銀行 三 株式会社国際協力銀行 四 沖縄振興開発金融公庫 五 独立行政法人奄美群島振興開発基金 六 独立行政法人中小企業基盤整備機構 七 独立行政法人福祉医療機構 八 独立行政法人住宅金融支援機構</p>	<p>（申込み等を受けた金庫が緊密な連携を図る者）</p> <p>第四条 法第四条第四項第一号に規定する主務省令で定めるものは、 次に掲げるものとする。</p> <p>一 株式会社商工組合中央金庫 二 株式会社日本政策投資銀行 三 沖縄振興開発金融公庫 （新設） 四 独立行政法人奄美群島振興開発基金 五 独立行政法人中小企業基盤整備機構 六 独立行政法人福祉医療機構 七 独立行政法人住宅金融支援機構</p>
2 (略)		